

愛媛県港湾管理条例を、次のように公布する。

愛媛県港湾管理条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定により県が管理する港湾について、その管理及び利用の方法並びに施設の使用に対する規制等に関し、必要な規定を設け、港湾の保全並びに保安及び機能の確保を図ることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例12号・16年40号〕

(定義)

第2条 この条例で「港湾施設」とは、港湾法第2条第5項及び第6項に規定する施設で県が管理するものをいう。

2 この条例で「占用」とは、工作物を設置して港湾施設の一部又は全部を利用することをいい、「使用」とは、その他の方法による利用をいう。

一部改正〔昭和51年条例1号〕

(港湾区域内の工事等の許可の申請)

第2条の2 港湾法第37条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年条例12号〕、一部改正〔平成31年条例21号〕

(行為の規則)

第3条 港湾施設について次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) けい留施設に直接又は近接して船舶のけい留に支障のある物件をけい留すること。

(2) けい留施設又は荷さばき施設に爆発物その他の規則で定める危険物を積卸し、及び積替え又は搬入すること。

(3) けい留施設を船舶のけい留、荷役又は船客の乗降以外の用に供すること。

(4) 野積場、荷さばき施設又は臨港交通施設において物品を加工すること。

2 前項の規定により許可を受けて荷役する危険物については、当該利用者において危険物であることを立札によつて明示しなければならない。

一部改正〔昭和39年条例48号・平成12年12号〕

(行為の禁止)

第4条 何人も、港湾施設において、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) けい留施設に搬入した貨物をみだりに停滞させること。

(2) けい留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発生するもの、その他衛生上有害と認められるものの荷役をすること。

(3) その他港湾施設を損傷し若しくは損傷するおそれのある行為、港湾施設の機能を妨げる行為又は港湾の荷役能力を低下する行為をすること。

2 知事は、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるときは、当該施設の利用を禁止し、障害物の撤去を命じ、又は船舶のけい留場所を指定し若しくは変更を命ずることができる。

一部改正〔平成17年条例67号〕

(制限区域)

第4条の2 何人も、制限区域(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第37条(同法第41条第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、県が管理する国際水域施設(同法第2条第4項に規定する国際水域施設をいう。)において立ち入りを制限する必要があると認めて知事が設定した区域をいう。以下同じ。)内に、正当な理由なく立ち入つてはならない。

2 知事は、制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 制限区域の設定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、制限区域の解除及び変更について準用する。

追加〔平成16年条例40号〕

(入出港の届出)

第4条の3 船舶(総トン数20トン未満の日本船舶その他の規則で定める船舶を除く。)が、県が管理する港湾に入港したとき、又は当該港湾から出港しようとするときは、当該船舶の船長は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

追加〔平成16年条例40号〕

(占用又は使用の許可)

第5条 港湾法第37条第1項の規定により許可をうけて占用する場合の外、港湾施設を占用し、又は使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。その目的、方法、面積、期間又は工作物を変更しようとするときもまた同様とする。

(占用の標示)

第6条 前条の規定により占用の許可を受けた者は、当該施設に、使用面積、使用期間及び使用者の住所氏名を標示しなければならない。但し、必要な電柱類及び管類埋設の場合においては、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 占用の許可を受けた者は、その権利を担保に供し、又は他人に譲渡することはできない。但し知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(許可の取消等)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、知事は、占用又は使用の許可を取消し、許可の条件を変更し、又は既設工作物の改築、変更、撤去、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 許可申請書に虚偽の記載があつたとき。
 - (2) この条例に定める占用又は使用についての規定又は許可の条件に違反したとき。
 - (3) 港湾施設の保全若しくは、その機能の確保のため又は港湾の荷役能力の低下を防止するため必要があると認めるとき。
- (原状回復)

第9条 占用者又は使用者は、港湾施設の占用又は使用を終えたとき、又は前条の規定により占用又は使用の許可を取消された場合は、その港湾施設を原状に回復しなければならない。但し、知事は、特別の事由があると認めるときは、原状回復の義務を免除することができる。

2 占用者又は使用者は、港湾施設をその責に帰すべき事由によりき損した場合は、その施設を原形に回復しなければならない。

3 前2項の規定により、原形に回復したときは、知事の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により原状に回復するために要する費用は、使用者の負担とする。

(水域又は公共空地の占用等に係る占用料等)

第9条の2 港湾区域内において又は港湾隣接地域内において、港湾法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から、別表第1から別表第3までに定める占用料又は土砂採取料を徴収する。ただし、同条第3項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

追加[平成12年条例12号]

(港湾施設の使用料等)

第10条 港湾施設を使用し、又は占用する者から、別表第4から別表第6までに定める占用料又は使用料を徴収する。ただし、国の占用又は使用に係る国有施設については、この限りでない。

2 知事は、別表第4に定める占用料により難いと認めるときは、別に占用料を定めることができる。

一部改正[昭和39年条例23号・平成12年12号]

(占用料、使用料及び土砂採取料の減免)

第11条 公益上その他特別の事由のため、必要と認めるものについては、占用料、使用料又は土砂採取料を減免することができる。

一部改正[平成12年条例12号]

(占用料、使用料及び土砂採取料の還付)

第12条 既納の占用料、使用料又は土砂採取料は、還付しない。ただし、天災地変その他許可を受けた者の責めに帰すことができない事由により必要と認められるときは、その者の請求により占用料、使用料又は土砂採取料の一部又は全部を還付することができる。

一部改正[平成12年条例12号]

(過怠金)

第12条の2 詐欺その他不正の行為により第9条の2に規定する占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

追加[平成12年条例12号]

(過料)

第13条 詐偽その他不正の行為により第10条に規定する占用料又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

一部改正[平成12年条例12号]

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当するときは、2年以下の懲役若しくは禁錮、10万円以下の罰金又は料りに処する。

(1) 第3条及び第4条第1項の規定に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定による命令に違反したとき。

一部改正[昭和39年条例48号]

(市町が処理する事務等)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。

(1) 港湾法第37条第1項の規定に基づく許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(2) 第3条第1項の規定に基づく許可に関する事務

(3) 第4条第1項に規定する行為の取締り及び同条第2項の規定に基づく処分に関する事務

(3)の2 第4条の3の規定に基づく入出港の届出の受理に関する事務

(4) 第5条の規定に基づく使用の許可及び変更の許可に関する事務

(5) 第5条の規定に基づく占用の許可及び変更の許可の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(6) 第8条及び第9条の規定に基づく使用に対する必要な措置に関する事務

(7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務

(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

2 知事は、前項第7号の規定により市町が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額の範囲内で知事が定める額を、当該港湾の存する市町に交付する。

全部改正[平成12年条例12号]、一部改正[平成16年条例40号・47号・17年67号]

(指定管理者による管理)

第15条の2 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる港湾施設は、松山港高浜地区に存する旅客施設(以下「旅客施設」という。)とする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 旅客施設の運営に関すること。

- (2) 旅客施設の利用の促進に関すること。
- (3) 旅客施設の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務
全部改正〔平成17年条例67号〕

(指定管理者の指定)

第15条の3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、旅客施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、旅客施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

追加〔平成17年条例67号〕

(指定の公示等)

第15条の4 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

追加〔平成17年条例67号〕

(管理の基準)

第15条の5 指定管理者は、次に掲げる基準により、旅客施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 港湾法その他関係法令を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

追加〔平成17年条例67号〕

(自由利用)

第15条の6 旅客施設は、管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。

追加〔平成17年条例67号〕

(指定管理者の原状回復義務等)

第15条の7 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた旅客施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 知事は、指定管理者が故意又は過失により旅客施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

追加〔平成17年条例67号〕

(知事への委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(市町の工費負担)

第17条 港湾施設の修築に要する費用については、当該港湾の存する市町は、次の各号の区分によりその一部を負担するものとする。

- (1) 修築工事の場合は、当該年度において国が負担の決定をした額及び事務費の額の合計額を控除した額について、その3分の1(岸壁、物揚場等の新設工事に伴いその背後に用地を造成する工事及び当該用地に係る舗装その他の工事にあつては、2分の1)の範囲内において知事の定める額を分担する。
- (2) 維持修繕に要する費用は、全額市町が分担する。

- 2 前項の「修築工事」とは港湾施設の新設又は改良工事をいう。

一部改正〔昭和35年条例36号・39年23号・57年7号・平成8年7号・12年53号・16年47号・22年21号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から30日を経過した日から施行する。

一部改正〔昭和62年条例32号・平成21年57号〕

(市町が処理する事務に係る交付金の特例)

- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に港湾施設を占用し、又は使用した海上運送法(昭和24年法律第187号)第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規定に基づき当該占用又は使用に係る占用料又は使用料を減免した場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定する額に、当該減免した占用料及び使用料(知事が定めるものに限る。)の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を加算するものとする。

追加〔平成21年条例57号〕、一部改正〔平成22年条例41号・48号〕

(市町の工費負担の特例)

- 3 港湾法附則第15項から第17項までの規定により国から貸付けを受ける場合における第17条第1項第1号の規定の適用については、同号中「国が負担の決定をした」とあるのは、「国から港湾法附則第15項から第17項までの規定による貸付けを受けた」とする。

追加〔昭和62年条例32号〕、一部改正〔平成21年条例57号〕

附 則(昭和30年3月15日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年度から適用する。

附 則(昭和31年3月23日条例第10号)

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年10月12日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年度事業(昭和34年度の繰越事業を除く。)から適用する。

附 則(昭和39年3月19日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年10月6日条例第48号)

改正

平成17年7月19日条例第67号

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県港湾管理条例第15条第2項に規定する交付率については、同項の規定にかかわらず、当分の間、10分の6の範囲内において知事が定めることができる。

一部改正〔平成17年条例67号〕

附 則(昭和40年7月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和41年7月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和42年3月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から30日を経過した日から施行する。

附 則(昭和44年10月11日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

1 (前略)ただし、第13条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

8 第13条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1及び別表第2の規定は、昭和51年5月1日以後の港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前の港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月25日条例第12号)

1 この条例は、昭和52年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の愛媛県港湾管理条例別表第2の規定は、施行日以後の港湾施設の使用に係る使用料について適用し、施行日以前の港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月23日条例第7号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月15日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月22日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、(中略)第3条の規定は同年5月1日から施行する。

(経過措置)

3 (前略)第3条第1項の規定(中略)は、施行日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日以前の使用又は占用に係る使用料又は占用料及び施行日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料で施行日以前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

5 第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1から別表第3までの規定は、平成元年5月1日以後の港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成6年10月11日条例第30号)

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年7月6日条例第32号)

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成7年12月22日条例第50号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月19日条例第7号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

5 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1から別表第3までの規定は、平成9年5月1日以後の港湾施設の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年7月15日条例第48号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成12年10月6日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成13年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成15年12月19日条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理の委託については、(中略)第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例の規定(中略)にかかわらず、平成18年9月1日(同日前に改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月15日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定(第4条の3に係る部分に限る。)及び第15条第3号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

附 則(平成17年7月19日条例第67号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県港湾管理条例第4条の改正規定及び同条例第15条の2の次に5条を加える改正規定(同条例第15条の3及び第15条の4に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月16日条例第57号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月26日条例第21号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 (前略)第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例の規定(中略)は、平成22年度事業(平成21年度以前の事業で繰越しとなったものを除く。)から適用する。

附 則(平成22年6月29日条例第41号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年10月15日条例第48号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県港湾管理条例附則第2項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則(平成25年12月20日条例第54号)

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条中愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの改正規定及び附則第7項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

3 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第1号及び第2号並びに第3条第1項の規定、第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1及び別表第3の規定、第6条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定(同表第1号の表の規定を除く。)、第9条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第1及び別表第2の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第1から別表第3までの規定、第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県植物くん蒸所管理条例第10条の規定並びに第30条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育

センター使用料及び手数料条例第2条第3項の規定は、施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料及び施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

- 7 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、平成26年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第24号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条中愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの改正規定及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第84条第1項第2号の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第3号の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第3の規定、第7条の規定による改正後の証明事務等に係る手数料条例第2条の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定（同表第1号の表の規定を除く。）、第10条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表1の表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県海を管理する条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第1及び別表第3の規定並びに第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第2の規定は、施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料及び施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 5 第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、平成29年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日（同日において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）が施行されていない場合にあつては、同法施行の日）から施行する。

附 則（令和元年7月9日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第1号及び第2号、第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1及び別表第3から別表第6までの規定、第6条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定（同表第1号の表の規定を除く。）、第9条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県海を管理する条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第1から別表第3までの規定、第17条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第19条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定並びに第27条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例第2条第3項の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析、使用、占用等（以下「試験等」という。）に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日前の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日前の文書等の交付及び面談に係る手数料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第6項の規定は、同年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 6 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、令和3年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第9条の2、別表第2、別表第3関係）

占用料

占用目的	単位	金額	摘要
物干場又は物置場の設置	1平方メートル1年につき	20円	
作業場又は仮小屋の設置	1平方メートル1年につき	26円	
遊覧所の設置	1平方メートル1年につき	31円	
船舶若しくは木材のけい留所、貯木場又は浮標の設置	1平方メートル1年につき	31円	
広告物の設置	1基1年につき	104円	
電柱の設置	1本1年につき	52円	支柱及び支線とも各1本とみなす。
鉄塔又はH型柱の設置	1基1年につき	104円	
けい船くい	1本1年につき	20円	
各種機械の設置	1基1年につき	31円	
管類の埋設置	1メートル1年につき	直径30センチメートル以内のもの 20円	左記以外のものについては、直径30センチメートルを増すごとに20円を加算する。
売店又は露店の設置	1平方メートル1年につき	52円	
諸興行場の設置	1平方メートル1日につき	20円	

注1 占用期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。

2 占用期間が1年に満たない場合はこの表に掲げる金額(日をもつて定めたものを除く。)の12分の1を1月の金額とし、その期間が1月に満たない場合はこれを1月とみなして計算する。

3 1平方メートル未満、1メートル未満又は1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル、1メートル又は1日とする。

4 1件の占用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

5 1件の占用料が50円に満たないものは、50円とする。

6 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の占用目的に準じて知事が算定した額による。

追加[平成12年条例12号]、一部改正[平成26年条例9号・令和元年3号]

別表第2(第9条の2関係)

水域の上空及び水底占用料

占用目的	単位	金額	摘要
電線類の設置	1メートル1年につき	2円	ケーブル及び索道類は、倍額とする。
その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	36円	

注 別表第1注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。

追加[平成12年条例12号]

別表第3(第9条の2関係)

土砂採取料

種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートルにつき	22円	
かき込砂利	1立方メートルにつき	45円	
砂・砂利	1立方メートルにつき	57円	
栗石・玉石	1立方メートルにつき	57円	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの

注1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。

2 別表第1注4から6までの規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。

追加[平成12年条例12号]、一部改正[平成26年条例9号・29年5号・令和元年3号]

別表第4(第10条関係)

1 係留施設占用料

占用目的	単位	金額		
		重要港湾	地方港湾	
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	872円	435.9円	
電柱類の設置	鉄塔	1平方メートル1年につき	792.1円	395円

	その他	1本1年につき	527.7円	296.8円
管類の埋設置		1メートル1年につき	130.6円	59.7円

2 野積場占用料

占用目的	単位	金額		
		重要港湾	地方港湾	
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	581.4円	290.6円	
電柱類の設置	鉄塔	1平方メートル1年につき	274.5円	175.2円
	その他	1本1年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置	1メートル1年につき	54.7円	32.4円	

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単位	金額		
		重要港湾	地方港湾	
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	1,090.2円	654円	
荷役機械の設置	1平方メートル1年につき	1,211.6円	787.2円	
電柱類の設置	鉄塔	1平方メートル1年につき	274.5円	175.2円
	その他	1本1年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置	1メートル1年につき	54.7円	32.4円	
貯炭場	1平方メートル1年につき	545円	387.4円	
貯木場	陸地	1平方メートル1年につき	545円	387.4円
	海面	1平方メートル1年につき	278.5円	223.9円

注 1 占用期間が1月未満の電柱類の設置及び管類の埋設置にあつては、1の表から3の表までの規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に1.1を乗じて得た額(10銭未満切捨て)をこれらの表に規定する金額とする。

2 電柱類の設置は、次のとおりとする。

1 支柱及び支線とも各1本とみなす。

2 H型の場合は、電柱2本とみなす。

3 電柱3本をもつて組み立てたものは、電柱4本とみなす。

3 占用期間が1年に満たない場合はこの表に規定する金額の12分の1を1月の金額とし、その期間が1月に満たない場合はこれを1月とみなして計算する。

4 1平方メートル未満又は1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとする。

5 1件の占用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

6 1件の占用料が100円に満たないものは、100円とする。

全部改正〔昭和39年条例48号〕、一部改正〔昭和51年条例1号・平成元年11号・9年3号・12年12号・26年9号・29年5号・令和元年3号・3年4号〕

別表第5(第10条関係)

1 係留施設使用料

種別	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
港銭	旅客(13歳以上のもの)	1人1回につき	2.2円	2.2円
	旅客(6歳以上13歳未満のもの)	1人1回につき	1.1円	1.1円
	貨物	1トンにつき	2.2円	2.2円
棧橋入場料	13歳以上の者	1人1回につき	30円	30円
		1人1月につき (月ぎめに限る。)	717.5円	717.5円
	自動車	1台1回につき	81.5円	81.5円
	自転車及び乳母車	1台1回につき	40.8円	40.8円
係船料	定期船	総トン数1トン1回につき	0.3円	0.3円

	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1.1円	1.1円
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,373.5円	3,373.5円
可動橋使用料	定期船	総トン数1トン1回につき	1.4円	1.4円
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.8円 (4.4円)	4.8円 (4.4円)
入港料	船舶(総トン数50トン未満の漁船及び渡海船を除く。)	総トン数1トン1回につき	1.1円	1.1円
貨物通過料		1トンにつき	23.7円 (21.7円)	17.8円 (16.2円)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	3.9円	2.2円
	未舗装	1平方メートル1日につき	2.9円	1.1円
上屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき (月ぎめに限る。)	405.3円	
		1平方メートル1日につき	34.7円	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	13.4円	
泊地	定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	0.3円	0.3円
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1.1円	1.1円
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) 松山港 28,349.7円 (2) 三島川之江港 21,604円	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	11,245.2円	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	10,752.9円	
	コンテナ用リフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	8,434.2円	
	コンテナ用リフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	4,522.6円	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	336.3円	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	42.4円	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	616.6円	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	2,349.6円	
駐車場	専用利用以外の場合	駐車時間が6時間以内の 1台1回1時間までごとにつき	100円	

	場合			
	駐車時間が6時間を超え12時間以内の場合	1台1回につき	750円	
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	1,100円	
	駐車時間が24時間を超える場合	1台1回24時間までごとにつき	駐車時間が24時間以内の場合に係るこの項の規定を適用して得た額の合計額	
専用利用の場合		1台1月につき(月ぎめに限る。)	5,512.7円	

注 1 この表において「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶に係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。

2 1トン未満、1平方メートル未満又は1日未満の端数があるときは、それぞれ1トン、1平方メートル又は1日とする。

3 1件の使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 プレジャーボート係留施設使用料については、使用期間が1月に満たないものは、1月とみなす。

5 貨物通過料は、貨物通過料の項に規定する額の範囲内において知事が定める。

6 野積場をその目的以外の目的に使用する場合は、この表の野積場の項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に1.5を乗じて得た額(10銭未満切捨て)を同項に規定する金額とする。

7 この表の駐車場の項の規定は、松山港三津浜旅客待合所駐車場について適用する。

8 この表の金額の欄の括弧書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

全部改正[昭和51年条例1号]、一部改正[昭和52年条例12号・平成元年11号・4年14号・6年30号・7年32号・50号・9年3号・11年8号・12年12号・48号・13年1号・50号・18年25号・25年54号・26年9号・27年24号・29年5号・令和元年3号・2年48号・3年4号]

別表第6(第10条関係)

施設	単位	金額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	6.3円
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	9.5円
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	17円

注1 期間が1月未満の場合は、日割計算とする。

2 1件の使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

全部改正〔平成元年条例11号〕、一部改正〔平成8年条例7号・9年3号・12年12号・26年9号・29年5号・令和元年3号・3年4号〕
